

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	17-5
許認可等の種類	調理師名簿の登録の消除			
根拠法令条例等・条項	調理師法施行令第12条、第15条			
許認可等の概要	調理師名簿の登録の消除			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・調理師法施行令 第十二条 名簿の登録の消除を申請するには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 調理師が死亡し、又は失踪(そう)の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪(そう)の届出義務者は、三十日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。</p> <p>第十五条 調理師は、名簿の登録の消除を申請するときは、免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。第十二条第二項の規定により名簿の消除を申請する者についても、同様とする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			